

# 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

## 【松本市在住の方】



**必ず内容をご確認いただき、療養終了まで紛失しないようにご注意ください。**

※ 診断後の医療機関受診の際や支援物資の申し込みの際などに、陽性者であることを証明する書類として、本書類をご利用いただけます。再発行はできません。(検査の結果陰性の場合は廃棄してください)

松本市保健所

様	診断日： 年 月 日
新型コロナウイルス感染症と診断されましたので、下記のとおり療養をお願いします。	
あなたは、発生届の（ <input type="checkbox"/> 届出対象 <b>見本</b> <input type="checkbox"/> 届出対象外）です。	
あなたの療養開始日は、発症日の 年 月 日 です。	
医療機関名：	

### 届出対象の方

- ① 65歳以上の方
  - ② 入院を要する方
  - ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要な方
  - ④ 妊婦
- ※ 診断された当日又は翌日以降に  
**保健所からご連絡します。**
- ※ 療養にあたってのお困りごとは、  
コロナ陽性者相談窓口へご相談ください。

### 届出対象外の方

- **保健所からの連絡はありません。**
- ※ ご自身で、以下の「自宅療養について」をご確認いただき、自宅療養を開始してください。
- ※ 療養にあたってお困りごとは、コロナ陽性者相談窓口へご相談ください。
- **宿泊療養、支援物資を希望される方**
- ※ 申請手続きは、相談窓口又は市 HP からできます。  
(申請受付時間 9:00~17:00)
- ① 宿泊療養は、重症化リスクのある方、重症化リスクのある同居家族がいる方が対象
  - ② 支援物資は、ご家族等の支援が受けられない方、ネットスーパー等を利用できない方が対象

### 自宅療養について

- 体調の確認を行い、体調悪化した場合あるいは薬が必要な場合は、かかりつけ医又は診断を受けた医療機関（開院時間内）にご相談ください。(受診先等でお困りの場合は、相談窓口へご相談ください。)
- 療養期間は、**発症日(症状が出た日が0日)から7日間**になります。  
例) 9月1日に症状が出現した場合、9月8日までが療養期間(症状が改善してから24時間が経過していることも必要です。)
- ※ 無症状の場合の療養期間は、**検体採取日から7日間**になります。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に療養解除することができます。
- ※ ただし、**有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間**が経過するまでは、**他の人への感染リスクがあります**ので、高齢者等ハイリスク者との接触者を避ける、会食を避けるなど、感染対策の徹底をお願いします。
- 療養期間中でも、**症状軽快から24時間経過後または無症状の場合は**、公共交通機関を使用せず、必ずマスク着用など**感染予防行動を徹底**することで、**短時間での食料品等の買い出しなど必要最小限の外出は差し支えありません。**
- 療養期間中は、家の中でも、マスクを着用し、換気、手洗い等、感染対策を徹底してください。

## 高齢者施設等に勤務又は利用している場合

ご自身が以下の施設に勤務又は利用している場合は、必ず、新型コロナウイルス感染症と診断された旨を施設等に連絡してください。

◎ 高齢者施設、障がい者施設、医療機関(勤務のみ)

## 同居されている方について

感染可能期間中(※1.2)に接触があった場合、濃厚接触者に該当しますので、健康観察と外出自粛をお願いします。

- ① 待機期間は、陽性者と最後に接触した日又は感染対策を取り始めた日のいずれか遅い方の日の翌日から5日間(6日目解除)になります。
- ② 7日間が経過するまでは、健康観察をしてください。
- ③ 症状がみられたら、かかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを相談のうえ、受診してください。(かかりつけ医がない場合は、相談窓口にご相談ください。)
- ④ 買い物は、混雑していない時間帯にマスクの着用等感染対策をしたうえで、短時間で済ませてください。

## 同居以外の方で接触された方について

感染可能期間中(※1.2)に接触があった方に、以下を説明してください。

- ① 最終接触日の翌日から7日間は、健康観察を実施してください。症状がみられたら、医療機関に事前連絡のうえ、受診してください。
- ② 高齢者や基礎疾患をお持ちの方との接触や、医療機関・高齢者施設等への不要不急の訪問、会食への参加を控えてください。
- ③ 濃厚接触(※3)があった場合は、最終接触日の翌日から5日間は出勤を含む外出自粛を検討してください。

※1) 感染可能期間とは、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)の2日まえから療養終了までの間をいい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります。

※2) 接触とは、屋内外問わず一緒に行動を共にしたこと等をいいます。

※3) マスクを外して1m以内15分以上会話した、車に長時間同乗した、3密の場所で一緒にいた等です。

## 災害発生時の避難について

避難の必要を感じたら、松本市保健所保健予防課(0263-40-0702)へご連絡ください。健康状態等を確認のうえ、避難先を調整し、ご案内します。

## 【連絡先】

松本市コロナ陽性者相談窓口



【2022.9.26】